

令和8年度 観光地域づくり推進事業実施要綱

この要綱は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が、新規性のある「福井らしい魅力にあふれたオリジナリティある観光商材」を創出する民間事業者等を支援し、地域が観光で「稼ぐ」ための契機とするため、事業費の対象経費の一部に対し、観光地域づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものである。

1 補助金交付の対象等

（1）補助対象者

福井県内に所在し、以下のいずれかに該当する観光事業者等

- ・「宿泊」または「食」と本県固有の地域資源を活用し、新たなブランディングを行う者
- ・「体験」や「アクティビティ」により、新規性の高い観光コンテンツを新規開発する者
- ・既に「宿泊」「食」「体験」「アクティビティ」に関する観光コンテンツを有する者（※ただし、当該観光コンテンツの造成に福井県または連盟の補助金を利用していない者に限る。）

（2）補助対象期間

令和8年5月15日から令和9年3月10日までの間に実施される事業

（3）補助対象事業

以下の要件をいずれも満たす事業であること。

- ① 以下のいずれかに該当し、集客力確保や滞在型観光につながる事業を構築すること。
 - ・「宿泊」または「食」と本県固有の地域資源を活用し、新たなブランディングを行う事業
 - ・「体験」や「アクティビティ」により、新規性の高い観光コンテンツを新規開発する事業
 - ・既に有している「宿泊」「食」「体験」「アクティビティ」に関する観光コンテンツをブラッシュアップする事業（※ただし、その観光コンテンツの造成に福井県または連盟の補助金を利用していない者に限る。）
- ② モデル構築に際し、連盟が選定した専門家の助言を反映すること。
- ③ モデル構築後、連盟と連携し、体験会・試食会を企画・実施し、発表すること。
- ④ モデル構築後、発表する際には、連盟の補助金を活用した旨を明示すること。
- ⑤ モデル構築後も、開発したコンテンツ活用を継続し、発信していくこと。
（ただし、単発のイベントや案内看板やPR動画の制作のみ申請は認めない。）

- ⑥ 「ネクストふくい観光ビジョン」の推進に資するものであること。
- ⑦ 福井県公式観光サイト「ふくいドットコム」で公開されている「FTAS（エフタス）」等を活用し、マーケティング分析に基づいた商品開発、プロモーションの策定、価格設定などを行うこと。

2 補助対象経費

補助対象経費は、1の補助金交付の対象事業に要する経費であって、連盟が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、既存施設改修等の事業拠点整備経費および事業設備に係る経費は対象外とする。備品については、補助金交付の対象事業の実施に必須であり、かつその額が連盟の認める範囲内である場合に限り、補助対象とする。

3 補助額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内および連盟が定めた額とし、1件当たり250万円を限度とする。

ただし、事業内容が「複数の観光施設等を結ぶ広域周遊型コンテンツ」（以下「加算要件」という）に該当する場合は、補助対象経費の3分の2以内および連盟が定めた額とし、1件当たり500万円を限度とする。

4 補助事業の採択基準

(1) 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① コンセプトの有効性
- ② 事業の新規性、独創性
- ③ 事業の実現可能性
- ④ 事業の採算性
- ⑤ 事業の継続性
- ⑥ ブランド・コンテンツの発信力
- ⑦ データ分析

(2) 加算要件を満たす補助事業は、上記4(1)の他、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① 複数（申請者自身が所有するコンテンツと他2箇所以上）の観光施設、地域資源または事業者を連携させ、一体的な体験として設計されたものであること
- ② ストーリー性またはテーマ性のある観光導線が構築されていること
- ③ 複数地点における滞在および消費が発生することが見込まれること

5 採択件数

10件程度（予算の上限額に達し次第、募集を締め切る。）

6 申請等の手続

(1) 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、様式第1号および様式第2号を作成し、連盟が別に定める期日までに連盟に提出するものとする。

【様式第1号】令和8年度 観光地域づくり推進事業補助金交付申請書

【様式第2号】事業計画書

(2) 受付期間

令和8年5月15日から令和9年2月26日まで

(3) 交付決定

- ・連盟は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否および補助額を決定の上、交付決定を行う。
- ・予算の制約により補助対象外となった事業については、他の補助事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上、交付決定を行う。
- ・審査の経過や結果に関するお問い合わせ、異議の申し立てには応じない。
- ・交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定する。
- ・補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合がある。

(4) 事前着手

対象経費は原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとする。ただし、事務局から事前着手の承認を受けた場合、令和8年5月15日以降に発生し、交付決定前に要した経費については補助対象とする。その際、事前着手届（様式第6号）および補助を受けようとする事業の構想を説明する参考資料等を、着手までに事務局へ提出し、内容が適切と事務局が認めたものに限り事前着手が承認される。なお、交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではないことに留意すること。

(5) 中止・変更

補助事業を中止する場合、助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、補助額に変更が生じる場合は、速やかに中止・変更報告書（様式第3号）を連盟に提出すること。

(6) 完了報告

申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日または令和9年3月10日のいずれか早い期日までに、完了報告書（様式第4号）を連盟に提出すること。

(7) 補助金の額の確定

申請者から完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し申請者に通知する。

(8) 補助金の請求

申請者は、額の確定の通知を受け取った後、補助金の請求書（様式第5号）を連盟に提出しなければならない。

連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に補助金を支払うこととする。

7 その他

(1) 連盟は、虚偽の申請またはその他不正の手段により補助金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

(2) この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

令和8年度 観光地域づくり推進事業実施要綱

この要綱は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が、新規性のある「福井らしい魅力にあふれたオリジナリティある観光商材」を創出する民間事業者等を支援し、地域が観光で「稼ぐ」ための契機とするため、事業費の対象経費の一部に対し、観光地域づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものである。

1 補助金交付の対象等

(1) 補助対象者

福井県内に所在し、以下のいずれかに該当する観光事業者等

- ・「宿泊」または「食」と本県固有の地域資源を活用し、新たなブランディングを行う者
- ・「体験」や「アクティビティ」により、新規性の高い観光コンテンツを新規開発する者
- ・既に「宿泊」「食」「体験」「アクティビティ」に関する観光コンテンツを有する者（※ただし、当該観光コンテンツの造成に福井県または連盟の補助金を利用していない者に限る。）

(2) 補助対象期間

令和8年5月15日から令和9年3月10日までの間に実施される事業

(3) 補助対象事業

以下の要件をいずれも満たす事業であること。

- ① 以下のいずれかに該当し、集客力確保や滞在型観光につながる事業を構築すること。
 - ・「宿泊」または「食」と本県固有の地域資源を活用し、新たなブランディングを行う事業
 - ・「体験」や「アクティビティ」により、新規性の高い観光コンテンツを新規開発する事業
 - ・既に有している「宿泊」「食」「体験」「アクティビティ」に関する観光コンテンツをブラッシュアップする事業（※ただし、その観光コンテンツの造成に福井県または連盟の補助金を利用していない者に限る。）
- ② モデル構築に際し、連盟が選定した専門家の助言を反映すること。
- ③ モデル構築後、連盟と連携し、体験会・試食会を企画・実施し、発表すること。
- ④ モデル構築後、発表する際には、連盟の補助金を活用した旨を明示すること。
- ⑤ モデル構築後も、開発したコンテンツ活用を継続し、発信していくこと。
(ただし、単発のイベントや案内看板やPR動画の制作のみ申請は認めない。)

- ⑥ 「ネクストふくい観光ビジョン」の推進に資するものであること。
- ⑦ 福井県公式観光サイト「ふくいドットコム」で公開されている「FTAS（エフタス）」等を活用し、マーケティング分析に基づいた商品開発、プロモーションの策定、価格設定などを行うこと。

2 補助対象経費

補助対象経費は、1の補助金交付の対象事業に要する経費であって、連盟が必要かつ適当と認める経費とする。ただし、既存施設改修等の事業拠点整備経費および事業設備に係る経費は対象外とする。備品については、補助金交付の対象事業の実施に必須であり、かつその額が連盟の認める範囲内である場合に限り、補助対象とする。

3 補助額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内および連盟が定めた額とし、1件当たり250万円を限度とする。

ただし、事業内容が「複数の観光施設等を結ぶ広域周遊型コンテンツ」（以下「加算要件」という）に該当する場合は、補助対象経費の3分の2以内および連盟が定めた額とし、1件当たり500万円を限度とする。

4 補助事業の採択基準

(1) 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① コンセプトの有効性
- ② 事業の新規性、独創性
- ③ 事業の実現可能性
- ④ 事業の採算性
- ⑤ 事業の継続性
- ⑥ ブランド・コンテンツの発信力
- ⑦ データ分析

(2) 加算要件を満たす補助事業は、上記4(1)の他、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- ① 複数（申請者自身が所有するコンテンツと他2箇所以上）の観光施設、地域資源または事業者を連携させ、一体的な体験として設計されたものであること
- ② ストーリー性またはテーマ性のある観光導線が構築されていること
- ③ 複数地点における滞在および消費が発生することが見込まれること

5 採択件数

10件程度（予算の上限額に達し次第、募集を締め切る。）

6 申請等の手続

(1) 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、様式第1号および様式第2号を作成し、連盟が別に定める期日までに連盟に提出するものとする。

【様式第1号】令和8年度 観光地域づくり推進事業補助金交付申請書

【様式第2号】事業計画書

(2) 受付期間

令和8年5月15日から令和9年2月26日まで

(3) 交付決定

- ・連盟は、補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否および補助額を決定の上、交付決定を行う。
- ・予算の制約により補助対象外となった事業については、他の補助事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上、交付決定を行う。
- ・審査の経過や結果に関するお問い合わせ、異議の申し立てには応じない。
- ・交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定する。
- ・補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合がある。

(4) 事前着手

対象経費は原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとする。ただし、事務局から事前着手の承認を受けた場合、令和8年5月15日以降に発生し、交付決定前に要した経費については補助対象とする。その際、事前着手届（様式第6号）および補助を受けようとする事業の構想を説明する参考資料等を、着手までに事務局へ提出し、内容が適切と事務局が認めたものに限り事前着手が承認される。なお、交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではないことに留意すること。

(5) 中止・変更

補助事業を中止する場合、助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、補助額に変更が生じる場合は、速やかに中止・変更報告書（様式第3号）を連盟に提出すること。

(6) 完了報告

申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日または令和9年3月10日のいずれか早い期日までに、完了報告書（様式第4号）を連盟に提出すること。

(7) 補助金の額の確定

申請者から完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し申請者に通知する。

(8) 補助金の請求

申請者は、額の確定の通知を受け取った後、補助金の請求書（様式第5号）を連盟に提出しなければならない。

連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に補助金を支払うこととする。

7 その他

(1) 連盟は、虚偽の申請またはその他不正の手段により補助金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

(2) この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。